

市の財政状況

46年10月～47年3月

(として保存しよう)

このたび昭和46年10月から同47年3月末までの市の財政状況が公表されました。そのあらましをお知らせします。

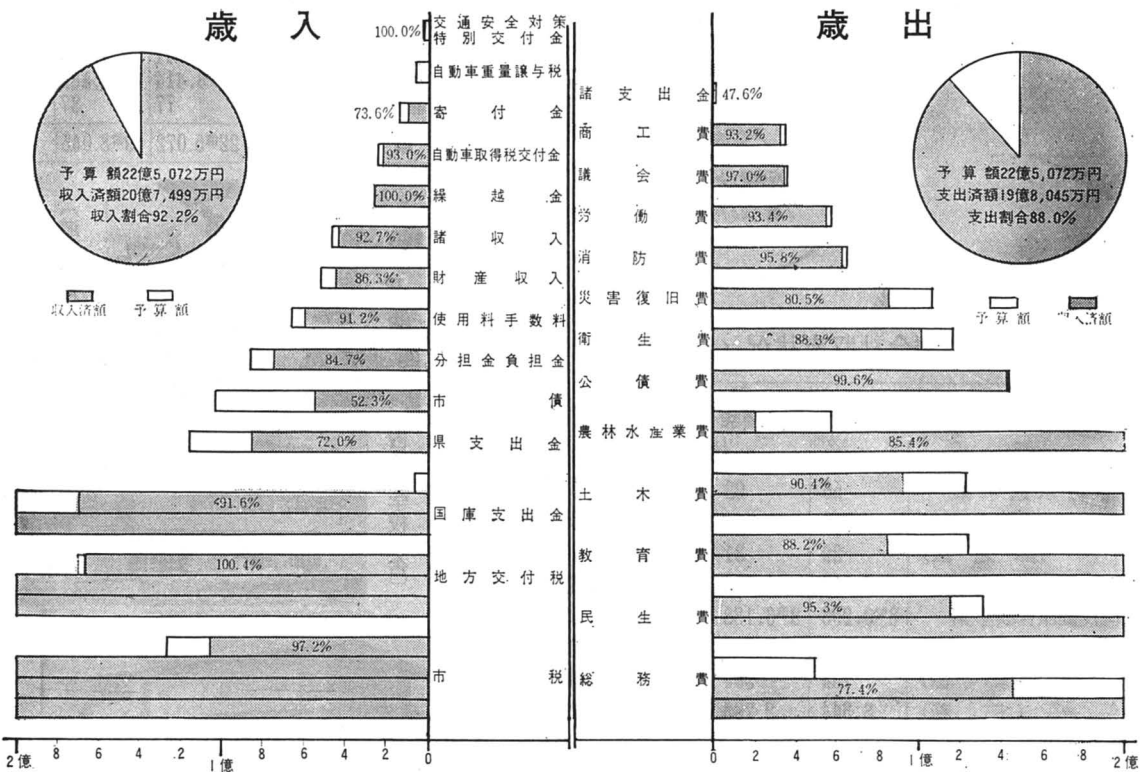
一般会計の3月末における収支状況をみると、予算額に対して歳入が九二・二割、歳出が八八割執行されています。

また、特別会計全体では、歳入が九七・五割、歳出が七二・四割となっており、農業共済事業における支出が少なかったことがあげられます。

歳入のうち、市税は七億六千九百九十七万円で、九七・二割の収入割合となっています。

3月末の市債額は八億八千九百四十七万円あり、これは市民一人あたり一万八千八百七十五円の負担割合となっています。

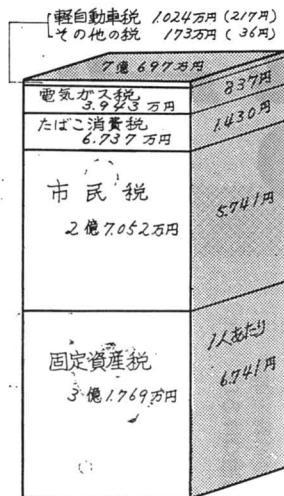
3月末における一般会計収支状況



告示第五号
魚津市財政状況の公表に関する条例第二条の規定により、昭和46年10月1日から昭和47年3月31日までの期間の財政状況を次のとおり公表します。

昭和47年6月26日
魚津市長 清河 七良

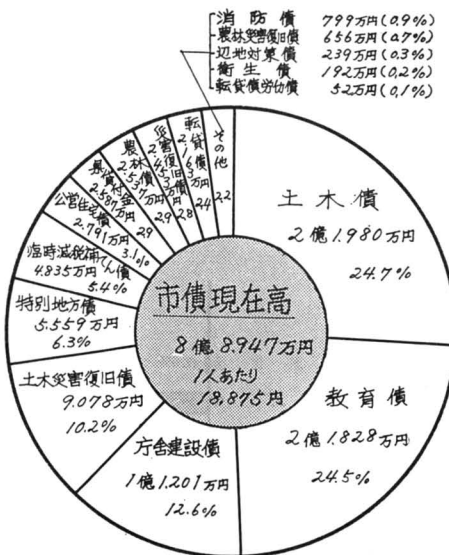
① 46年度一般会計予算執行状況
② 46年度特別会計予算執行状況



市税の収入額内訳

土地 三、四、七、八〇四平方メートル
建物 一〇万六、五九四平方メートル
所有権 二、〇九三平方メートル
基 礎 金 四、四四六万円

市有財産



特別会計収支状況 (3月末)

会 計 区 分	予算額 万円	執 行 状 況			
		収入済額 万円	割合 %	支出済額 万円	割合 %
下水道事業	411	297	95.4	361	87.8
簡易水道事業	56	62	110.2	51	91.1
〃 (大海寺地区)	572	444	77.6	432	75.4
〃 (鉢地区)	22	31	143.1	17	79.8
〃 (吉野地区)	2,003	1,869	93.3	1,862	92.9
国民健康保険事業	3億6,296	3億6,188	99.7	2億9,102	80.2
農業共済事業(農作物)	5,566	5,565	99.9	129	2.3
〃 (家畜)	734	560	76.3	369	50.3
〃 (業務)	3,344	2,763	82.6	3,131	93.7
合 計	4億9,004	4億7,779	97.5	3億5,454	72.4

一般会計収支状況 (3月末)

区 分	予算額 万円	収入済額 万円	収入割合 %
市 税	7億2,759	7億0,697	97.2
地方交付税	5億6,875	5億7,112	100.4
国庫支出金	4億0,551	3億7,140	91.6
県 支 出 金	1億1,690	8,417	72.0
市 債	1億0,360	5,420	52.3
分担金及び負担金	8,823	7,475	84.7
使用料及び手数料	6,628	6,045	91.2
財産収入	5,213	4,498	86.3
諸 収 入 金	4,819	4,469	92.7
繰越金	2,654	2,654	100.0
自動車取得税交付金	2,600	2,417	93.0
寄 付 金	1,304	959	73.6
自動車重量税	600	—	—
交通安全対策金	196	196	100.0
歳 入 合 計	22億5,072	20億7,499	92.2

歳 出

区 分	予算額 万円	支出済額 万円	支出割合 %
総務費	4億4,909	3億4,761	77.4
民生費	3億3,332	3億1,749	95.3
教育費	3億2,430	2億8,601	88.2
土木費	3億2,413	2億9,287	90.4
農林水産業費	2億5,877	2億2,089	85.4
公債費	1億4,442	1億4,379	99.6
衛生費	1億1,766	1億0,391	88.3
災害復旧費	1億0,756	8,661	80.5
消防費	6,427	6,161	95.8
労働費	5,788	5,408	93.4
議会費	3,441	3,339	97.0
商工費	3,414	3,182	93.2
諸 支 出 金	77	37	47.6
歳 出 合 計	22億5,072	19億8,045	88.0

こんな事業を実施：
〔道路の補装工事〕

〔吉島小学校校舎〕



〔愛育園舎〕

46年度下半期の 水道事業会計をみる



水道局では、このほど昭和46年10月から同47年3月までの水道事業会計の状況を発表しましたが、つきにそのあらましをお知らせします。

下半期は赤字

経理状況

下半期における損益収支は、下表のとおりです。収入では、水道料など三千六百六十八万円の収益に対し、配給水費、人件費、利息など三千三百四十八万円の費用がかかっています。

これを差引きますと、百八十万円の赤字となりますが、上半期は利益がでていまして一年を通すと黒字になる予定です。いっぽう貸借対照表の残高勘定によりますと、資産の部において一千四百二十二万円、負債、資本の部において一千九百八十七万円が上半期にくらべ、それぞれ増加しています。

二百十四戸ふえる 業務状況

3月末における給水人口は二万

46年度下半期損益収支

(3月末現在)

科 目	予 算 額	10月～3月の 収 入	予 算 額 に対する割合
給 水 収 益	5,315	2,491	46.9
受 託 工 事 収 益	869	508	58.5
そ の 他 収 益	173	169	97.7
収 益 合 計	6,357	3,168	49.8
原 水 及 び 浄 水 費	353	220	62.2
配 水 及 び 給 水 費	454	190	41.9
受 託 工 事 費	785	510	64.9
総 係 費	2,374	1,365	57.5
減 価 償 却 費	1,075	489	45.5
資 産 減 耗 費	21	56	266.7
そ の 他 営 業 費 用	50	61	122.6
支 払 利 息	913	456	49.9
予 備 費	6	1	28.6
(うち職員給与費)	(2,010)	(1,130)	(56.2)
費 用 合 計	6,031	3,348	55.5
差 引	326	△ 180	

八千三百九十一人、給水戸数五千七百八十五戸となりました。これを、前年の3月末とくらべてみますと、人口で三百八十八人、戸数で二百十四戸がそれぞれ増加しています。

また、給水原価は、一立方ダにつき三十九円七十六銭、供給価格が三十四円八十九銭と、一立方ダにつき四円八十七銭の赤字となっています。

また、下半期だけで百十万八千立方ダを配水し、このうち、各家庭へ給水された水量は七十一万四千立方ダで、有収水量率は六四・四割となっています。

なお、前年同期にくらべて、総配水量は二十一万立方ダ、総有収水量が三万立方ダ減少になっており、これは雪の少ない冬期であったので、消費用に使われなかったものと思われる。

1.5キロに 配水管を布設

46年度下半期に行なったおもな事業は次のようになっています。

- ①横枕地内送水管布設、杉野・印田線、印田・三田間線など五路線、延長一千五百五十五ダに七十五・四百ダの配水管を工費一千五十八万円で敷設。
- ②横枕第二水源地に水中ポンプ一台を工費百三万円で設置。
- ③横枕第二水源地のポンプ室一カ所とメーター室一カ所の築造や配管布設に三十六万円。

④上半期に引続き漏水箇所をなくするため、配給水管などの修理百九十七カ所、不感メーター器五十六個の取替えなど実施されました。

47年度事業計画

昭和39年度から実施していた第一次拡張事業計画は、46年度をもって終わり、あらたに給水区域の拡張と、一日最大給水量の増加をはかるため、上水道事業第二次変更計画を策定し、47年度から実施することになりました。

ことは、配水管六千三百三十五ダを工費二千二百萬円で布設し、給水区域の拡張を計画しています。

資本的収支

区 分	金 額
収 入	2,000
支 出	2,000
差 引	△1,588

収益的収支

区 分	金 額
収 入	6,094
支 出	6,206
差 引	274

的収支において、二百七十四万円の純利益を見込んでいます。いっぽう資本的収支においては、企業債、三万円の収入に対し、支出には、建設改良費二千四百八十五万円、企業債償還金一千三百三万円をあわせて三千五百八十八万円を予定しています。

みんなて防ごう青少年の非行

社会を明るくする運動

社会を明るくする運動は7月1日から31日まで行なわれます。この運動の重点目標は、「住民参加による青少年の非行防止」となっております。

この運動の趣旨を家庭に地域社会に浸透してゆくことがたいせつなことです。

明るいまち、平和な社会をつくるには、「犯罪のないまち」「暴力の許されないまち」「青少年がすこやかに伸びて行けるまち」「交通地獄のないまち」を地域住民がのそんでいきます。

家庭の平和と明るさは、家庭の

水洗便所の維持管理 基準を守ろう

最近、くみ取り便所から水洗便所に切り換えられる家庭がふえています。

しかし、し尿浄化槽の維持管理には、専門的知識が必要で、設置したまま放置したり、維持管理が悪いと、臭気の発散や、放流水質の悪化により、環境衛生上、好ましく

ないことがおきてきます。

そのため法律では、し尿浄化槽の維持管理基準をもうけて、定め

人々が築かなければなりません。

また、社会を明るくするには、社会人全体が守り築かなければなりません。私たちの隣りに、一人でも暗い非行のあることは、それは地域社会につながる暗さであり、不幸であります。市内には、保護司が二十六人おられますが、この人たちは、明るい社会を築くため、物と心の両面に常に心を用い、青少年育成と保護の任を全うし、更生保護のため、明るい社会建設に努力をされています。市民のみなさんのご協力をお願いします。

最近、くみ取り便所から水洗便所に切り換えられる家庭がふえています。しかし、し尿浄化槽の維持管理には、専門的知識が必要で、設置したまま放置したり、維持管理が悪いと、臭気の発散や、放流水質の悪化により、環境衛生上、好ましく

ないことがおきてきます。そのため法律では、し尿浄化槽の維持管理基準をもうけて、定める

県など主催による統計グラフコンクールが行なわれます。応募作品は、8月31日まで富山市新総曲輪一番七号、富山県統計調査課へ提出してください。

▽応募資格 県内に在住する人

▽区分 ①小学校三年以下 ②小学校四年以上 ③中学生 ④高校生 ⑤校以上の

統計グラフ

作品募集

一般 課題 ①自由ですが、小学校の作品は、児童が観察した結果をグラフにしたもの。中学生は既存統計の利用または観察した結果をグラフにしたものです。

くわしいことは市役所総務課へお問合わせください。

簡易保険最高制限額

が三百万円に

郵政省では、生活水準の向上と事故災害の多発にそなえて、保険内容の充実をはかっていますが、このたび保険の最高制限額が三百万円(改正前二百万円)に上げられました。

したがって、これに傷害特約をつけますと、万一の場合には、九百万円という大型保険が実現することになります。

(魚津郵便局)



軍人恩給は、准士官以上十三年、下士官以下十二年以上の在職年数のある人(本人が死亡しているときにはその遺族)に支給されています。

この恩給算定の基礎となる軍人としての在職年数は、実在職年数(外地での抑留期間を含む)に従軍した地域、期間などによってそれぞれ定められている追加年(加算年といわれる)を加え、さらに他の公務員の経歴のある人は、その期間を通算して計算されます。

この加算、通算の方法、種類内容は恩給法に定めてありますが、それらは、過去いくたびかの法律改正によって、順次制定追加されてきました。

軍人恩給の申請

期限内に手続きを...

和20年9月2日から引続いて海外(二次を除く)にあって、帰国するまでの期間について加算をつける。(47年9月30日まで)

▽文官と軍人期間の通算における軍人加算の算入 文官に軍人の期間を通算する場合、軍人期間にかかる加算を認める。(48年12月31日まで)

▽準士官以上の恩給非該当者に対する特別措置 昭和20年8月15日以後に退職した準士官以上で、在職年十二年以上十三年未満者に対し、下士官の最高級の階級の恩給を支給する。(49年9月30日まで)

▽抑留加算(二次改正)の算入 南西諸島小笠原諸島、硫黄列島、南鳥島および千島列島の抑留期間に加算をつける。(52年9月30日まで)

▽戦地外戦務加算の算入 内地、台湾、南朝鮮などで戦務に従事した期間に加算をつける。(53年9月30日まで)

▽下士官以上の一時恩給の支給 下士官以上で、引続く実在職年が三年以上七未満で、その間下士官としての在職年が一年以上のものに一時恩給を支給する。(従来は七年以上十二年未満)(53年9月30日まで)

△恩給加算、通算区分 ()は申請期限

△抑留加算(二次改正)の算入 昭